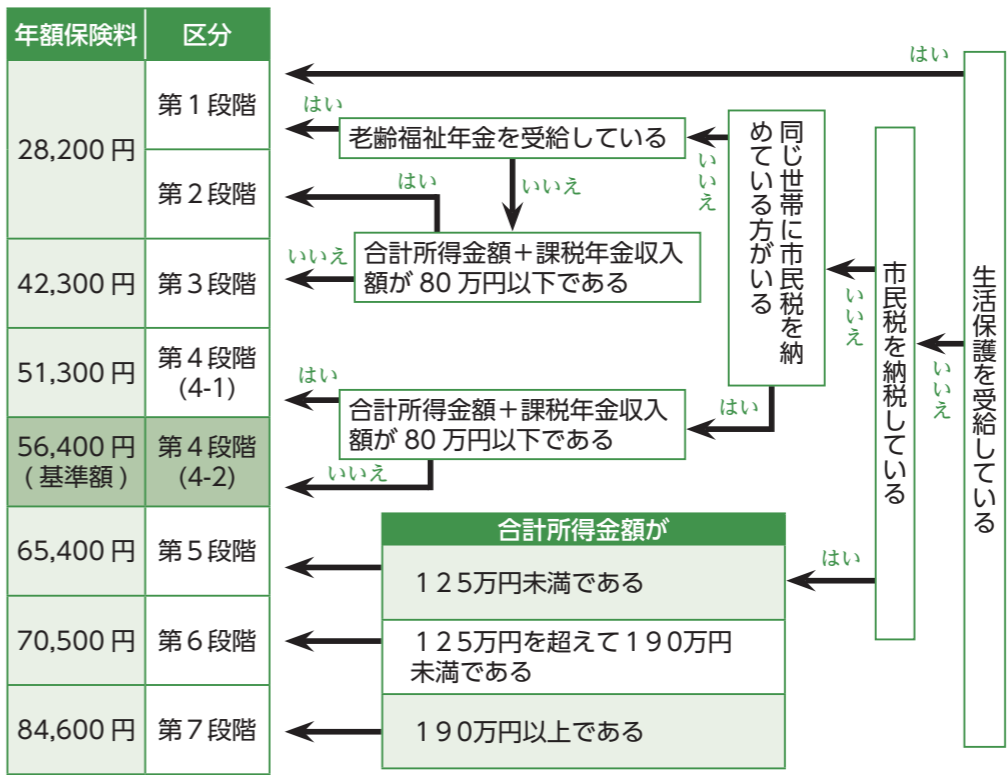


# 介護保険料を忘れずに！

あなたの介護保険料は…？



## 介護保険料の納め方

納め方は特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。

### 特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年金から差し引かれます。具体的には、年6回の年金定期支払いのとき、その受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。(老齢福祉年金、恩給は対象になりません。)  
※年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります。

- 次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで一時的に納付書で納めます。
  - 年度の途中で65歳(第1号被保険者)になったとき
  - 年度の途中で他市町村から転入したとき
  - 収入申告のやり直しなど

### 普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。

- 口座振替にすると、納める手間がかからず納め忘れの心配もなくなります。
- 希望する方は、金融機関で手続きをしてください。

## 介護保険料の減免

- 旧警戒区域および旧緊急時避難準備区域に住居登録(23年3月11日現在)がある方を対象に減免します。
- 免除対象
  - 平成25年度介護保険料(65歳以上の第1号被保険者)
    - 対象区域

## 保険料を納めないとき

- 1年以上滞納すると  
介護サービスにかかる費用の全額をいったん自己負担することになります。申請により保険給付分の9割を払い戻します。
- 1年6カ月以上滞納すると  
介護保険給付の一部または全額が、一時的に差し止めになります。
- 2年以上滞納すると  
介護保険利用者負担が1割から3割に引き上げられ、介護保険高額介護サービス費が受けられなくなります。

■ 問い合わせ  
保健福祉部 介護福祉課  
☎ 8211115

# 24年度 情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度と個人情報保護制度は、開かれた市政を推進するために必要な制度です。情報公開制度では、市が持っている情報を開示請求する権利を定めています。また、個人情報保護制度では、市が持っている個人情報について、開示・訂正などの請求権を明らかにし、自分の情報を自分でコントロールする権利を保障しています。

今月号では、市情報公開条例第28条および市個人情報保護条例第44条の規定に基づき、それぞれの条例の運用状況を公表します。

## ◆ 情報公開制度

### ① 行政情報開示請求の状況

24年度の行政情報の開示請求件数は、7件でした。なお、23年度は1件でした。

### ② 行政情報開示請求権者の区分

24年度の行政情報の開示請求者は、6人でした。請求者の区分は、市内に住所のある方が3人で割合にすると50%、条例第5条の請求権者以外の方(報道機関など)が3人で割合にすると50%となっています。

実施機関	件数(件)	割合(%)
総務部	1	14.3
市民部	1	14.3
産業部	2	28.6
建設部	3	42.8
合計	7	100.0

### ③ 実施機関別の開示請求内訳

24年度の開示請求件数7件の実施機関別開示請求内訳は、次のとおりです。

決定区分	件数(件)	割合(%)
全部開示	1	14.3
部分開示	6	85.7
不開示	—	—
合計	7	100.0

### ④ 開示等決定の状況

24年度の開示請求7件の開示等決定の状況は、次のとおりです。

不開示理由  
不開示および部分開示において、不開示とした部分の理由は、次のとおりです。

不開示の理由	件数(件)	割合(%)
法令秘情報(条例第7条第1号)	—	—
個人識別情報(条例第7条第2号)	2	33.3
法人等事業活動情報(条例第7条第3号)	—	—
公共安全情報(条例第7条第4号)	—	—
市、国等審議・検討・協議関係情報(条例第7条第5号)	—	—
事業遂行情報(条例第7条第6号)	4	66.7
条例第2条第2項に該当する行政情報として存在しない	—	—
合計	6	100.0

### ⑤ 不服申立ての状況

実施機関が決定した行政情報の不開示や部分開示に対して、不服申立てはありませんでした。

## ◆ 個人情報保護制度

### ① 個人情報開示請求の状況

24年度の個人情報の開示請求件数は、1件であり、訂正請求および利用停止請求に係る請求はありません。

### ② 個人情報開示請求権者の件数

個人情報の開示請求者は、1人でした。

### ③ 実施機関別の開示請求内訳

開示請求された実施機関は市長であり、実施機関の組織の中では保健福祉部でした。

### ④ 開示等決定の状況

開示請求1件の開示等決定の状況は、全部開示です。

### ⑤ 不服申立ての状況

24年度で開示請求に対する不開示はなく、不服申立てもありませんでした。

■ 問い合わせ  
総務部 総務課

☎ 812111